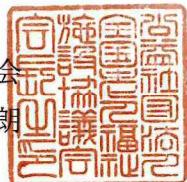
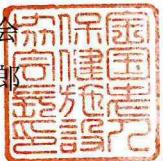


令和元年11月15日

厚生労働省

老健局長 大島 一博 様

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
会長 平石 順公益社団法人 全国老人保健施設協会
会長 東憲太郎

「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」の様式の統一化等に向けた要望

平素より、より良い高齢者福祉・介護現場の実現に向け、ご尽力賜り御礼申しあげます。

全産業平均と比しても低い介護従事者の賃金水準を解消し介護従事者の確保する観点から、平成21年10月より「介護職員処遇改善交付金」が交付され、平成23年度より当該交付金が「介護職員処遇改善加算（以下、「現行加算」という。）」として報酬上に位置付けられ、さらに令和元年10月より新たな経済政策パッケージとして「介護職員等特定処遇改善加算（以下、「特定加算」という。）」が給付されるに至りました。事業者としても貴重な財源によるこれらの施策を活用し、介護職員等への賃金水準や就労環境等の改善に向けた取り組みを進めて参りました。

他方、これらの給付にかかる支給要件が精緻となってきたことなどから、届出や実績報告等の実務が複雑化し、各事業者の申請上の負担の増加や混乱が生じている実態があります。このような状況に鑑み、今後、現行加算と特定加算の様式の統一化等により、現場の負荷軽減が図られるよう、別紙のとおり様式の簡素化および指定権者別の個別様式（ローカルルール）等の廃止を要望します。

なお、別紙のとおり、詳細な要望事項および公益社団法人 全国老人福祉施設協議会及び公益社団法人 全国老人保健施設協会で実施したアンケート結果を添付致します。

要望事項

- 一 現行加算及び特定加算の様式の統一化については、各通知及びQ&Aの取り扱いを今一度整理いただくとともに、記載事項の簡素化を検討いただきたい
- 二 保険者等に対して届け出るにあたり、独自の様式や運用及び解釈によって保険者等も少なくないため、適切な運用が図られるよう技術的助言等によって各保険者等において齟齬のない運用を検討いただきたい

別紙

1. 国の通知上の取り扱いや様式について検討いただきたい事項

国で示されている現行加算及び特定加算に係る通知上の取り扱いや様式について、以下の事項についてご検討いただきたい。

- ① 申請書類は指定権者別、都道府県別に分けて記載することとされているが、都道府県に提示すれば関係保険者等が必要な情報を共有できるようとするか、少なくとも全体的に記載項目の簡素化を行っていただきたい。
- ② 現行加算及び特定加算にかかる処遇改善計画書（別紙2）について、記載すべき内容が同一である項目は、どちらか一つのみの記載で足りることとしていただきたい。
- ③ 法人単位で届出をする場合であっても、事業種別ごとの賃金改善所要額の記載が求められているが、法人単位で算定された額を事業種別ごと配分する必要が生じ、事務負担の増加につながっているため、事業種別ごとの記載を不要としていただきたい。
- ④ 現行加算では、小規模の事業種別によっては加算の掛率が大きく（特養8.3%、小多機10.2%など）、今回の特定加算では、現行加算とは逆の加算の掛率（特養2.7%、小多機1.5%など）となっており、報酬規模の少ない事業所の職員ほど、改善しづらい状況となっていることから、報酬規模の差が職員の賃金の差とならないような配慮をいただきたい。
- ⑤ 現行加算において介護職員と他の職務を兼務している場合には、兼務割合に応じて賃金改善額を支給することとなっているが、特定加算におけるその他のグループについては、常勤換算方法のほか、実人数による算出も可能とされている（Q&A vol.1）。同じ加算で扱いを統一する観点から、現行加算においても常勤換算方法のほか実人数による算出も可能とするなどの対応を検討いただきたい。
- ⑥ 現行加算及び特定加算に係る加算の届出様式において、「介護給付費算定に係る体制等届出書・状況一覧表」を兼ねるような様式に見直すよう検討されたい。

2. 保険者等の運用について検討いただきたい事項

現行加算及び特定加算に係る各保険者における下記の運用について、国からの適切な技術的助言が行われるようご配意いただきたい。

- ① 賃金改善額の算定においては賃金に社会保険料を含めることができるとされているが、特定加算においては「経験・技能のある介護職員」「他の介護職員」「その他の職員」のグループ（以下「グループ」という。）間の平均賃金改善額を2:1:0.5とする必要がある。社会保険料は法人全体で計算されているため、改めてグループごとに社会保険料込みの賃金額を計算することは負担が大きい（結局個人レベルで社会保険料の算出をしなければならない）。

また、現行加算では賃金の計算をした上で社会保険料総額を合計して改善額を算定している。このため、改善前支給額と改善後支給額の記入欄を賃金額と社会保険料に分け、賃金額はグループごとに記載するとしても、社会保険料はグループ合計額で記載する方法としていただきたい（合理的な方法として、社会保険料の算定は報酬等級表によらず賃金総額に一定の保険料を乗じた額の概算で足りるとの疑義解釈をお示しいただく方法もありうる）。

- ② 賃金改善額の算定においては、賃金額に社会保険料を含めることができるのに対して、各職員がどのグループに属するかの判断基準である年収440万円の判定にあたっては、社会保険料などの法定福利費を含めずに計算することとなっている（Q&A vol.1問7）。

9)。このため、計算の負担が増すばかりか、同一グループに属する職員の賃金改善幅が異なる可能性もあるので、統一していただきたい。

- ③ 提出すべきファイルの種類が WORD である場合と EXCEL である場合があり、事業者の作業に無用な負担を生じているため、どちらかに統一していただきたい。
- ④ 特定加算について法人単位で届出をする場合、現行加算同様、施設ごとの様式 2 を添付しなかったところ、都道府県からは特に言及はなかったものの保険者からは様式 2 を求められた事例がある。このため、法人全体の賃金改善所要額のみで足りるようとするなど、取り扱いの統一及び提出内容の統一を検討されたい。
- ⑤ 実績報告において、結果的に個人単位での賃金改善額が求められるため、積算にかかる事務処理が負担となっている。このとき、各職員の氏名について報告を求める事例があり、個人情報漏洩等のリスクが懸念されることから、避けていただきたい。同様に、「経験・技能ある介護職員」において年収 440 万円以上の者について、当該職員の氏名の記載を求める場合があることから、運用については見直しを検討されたい。
- ⑦ 特養における空床利用短期入所について、追加事業所として提出するよう(特定加算 II)指導された事例がある。Q&A vol. 2 問 12 において、併設されている短期入所生活介護については、同一事業所とみなし、配分ルール等については一括して勘案することが可能となっていることを踏まえ、空床利用型短期入所生活介護についても同様の解釈に基づき対応されたい。
- ⑧ 法人内に、「10 年以上の知識・技術がある職員」、「年収 440 万円以上」の条件を満たせない事業所があった場合、事業所ごとにその理由を求められる事例があり、法人単位で複数例を示すこと等で足りるものとされたい。
- ⑨ 法人内の小規模事業所における月額 8 万円の処遇改善となる者等の取り扱いについては、Q&A vol.1 問 15 「法人単位で月額 8 万円の処遇改善となる者等の設定・確保を行う場合、法人で一人ではなく、一括して申請する事業所の数に応じた設定が必要である。なお、事業所の中に、設定することが困難な事業所が含まれる場合は、実態把握に当たりその合理的理由を説明することにより、設定の人数から除くことが可能である。」) によって適切に取り扱われるべきである。このような中で、「小規模事業所も法人の中の事業所の数として取り扱うこと」との指導があった事例がある。このため、法人単位で合理的な理由を説明する場合については、一例を示すことで良いとすることなど、保険者にとっても確認が容易で、かつ法人においても事務負担等が軽減される方法を検討された上で、上記 Q&A の趣旨の徹底を願いしたい。

3. 今後の現行加算及び特定加算に関して検討いただきたい事項

- ① 算定対象サービス及び給付対象職員等の見直し
- ② 届出及び自治体等によるチェック及び実績報告のシステム化
- ③ 事業所毎にグループごとの見込額を算出しなければならない運用について、全体での算出で足りるものとすること
- ④ 国からの記載例等の提示
- ⑤ 障害福祉サービスも含めた法人一括申請
- ⑥ 国から保険者等への情報共有や研修の他、事業者への情報提供の充実
- ⑦ 誤解が生じない政策主旨の広報